



文化財を 守り 伝え 活かす

CULTURAL PROPERTIES OF KANAGAWA

地域の文化財は、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産です。地域社会総がかりで文化財を守り、伝え、活かしていくことで、魅力あふれる神奈川を目指します。

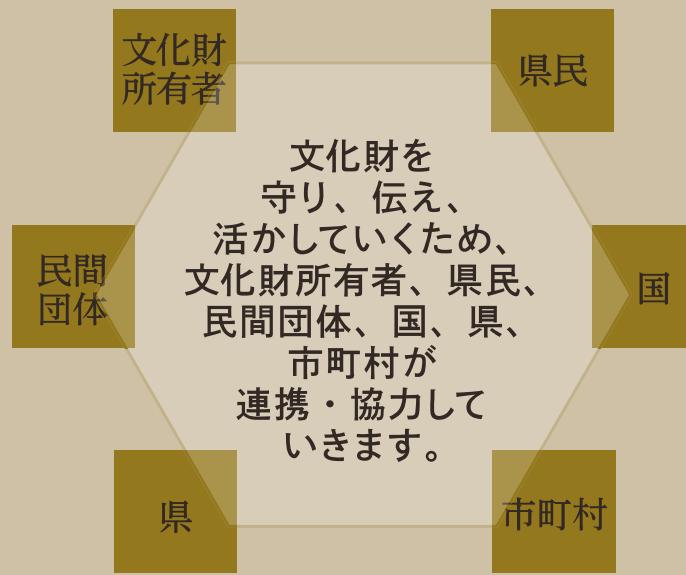
文化財保存活用大綱とは

神奈川県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明らかにして、県や市町村、県民など、地域全体で協力しながら文化財の保存と活用に取り組む共通の基盤となるものです。

文化財保存活用大綱

概要版

推進体制



銅造 阿弥陀如来坐像（鎌倉大仏） 鎌倉市：国宝

大綱の全文はホームページに掲載しています

神奈川県 文化財保存活用大綱

検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/taikou.html>

[お問い合わせ] 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課

横浜市中区日本大通 33 TEL 045-210-8359（直通） FAX 045-210-8939



神奈川県庁舎

令和元年 国の重要文化財に指定されました。

文化財を取り巻く主な課題

県内の文化財には次のような課題があります。

■ 保存に関する課題

- ・保管や修理等に要する費用負担
- ・日常の維持管理
- ・防災・防犯対策
- ・将来的な担い手の不在
- ・保存・活用に必要な知識の不足
- ・行政等の支援情報の不足
- ・継承に係る相続税の負担

■ 活用に関する課題

- ・オーバーユース（過剰利用）等の課題に配慮した活用
- ・社寺や個人住宅等における平穏な環境との共存

■ 行政における課題

- ・文化財の価値や魅力の周知不足
- ・文化財の専門性を有する職員の人材育成



文化財の保存・活用の方向性と方針

次の方向性と方針に沿って文化財の保存・活用を進めていきます。

■ 三つの方向性

- 1 文化財の価値に関する意識の共有
- 2 県民が共に支える文化財の保存・継承
- 3 文化財を活用し、人を引きつける地域の魅力づくり

■ 県内の文化財の保存・活用に関する方針

- 1 建造物や民俗文化財など、分野ごとの特性に応じて保存・活用を図っていきます。
- 2 周辺地域に所在する多様な文化財を総合的に把握したうえで、周辺環境も含めた保存・活用を推進できるよう、取組を支援していきます。
- 3 未指定の文化財を適切に把握し、価値のある文化財が見出された場合は、指定等の可能性を探っていきます。
- 4 県は、市町村に対して技術的指導や助言を行うとともに、国との調整も図っていきます。
- 5 複数の市町村に分布したり県を越えて所在する文化財について、県は調整に当たっての窓口としての役割を果たしていきます。
- 6 関係団体や地域の住民とも連携を図っていきます。

文化財の保存・活用を図るための対策

文化財を取り巻く課題と保存・活用の方向性を踏まえ、次の対策を行っていきます。

① 文化財の調査・指定

地域にある文化財を調査・把握し、その価値に応じて文化財の指定や登録に向けて取り組みます。

② 指定文化財の修理・整備に対する支援

所有者等が行う指定文化財の保存修理等に対して、補助金等により支援します。

③ 指定文化財の所有者等に対するその他の支援

所有者等が行う修理・整備等に対する助言や相談のほか、公開・活用の事例や法改正に伴う支援制度など、所有者支援につながる情報提供を積極的に行います。

④ 活用の推進

文化財の本質的な価値を損なうことのないよう配慮しつつ、公開の機会の拡大など、文化財の活用に取り組んでいきます。

⑤ 情報発信等

文化財の価値を広く共有していくため、多言語による情報発信や多様な情報媒体の活用に取り組んでいきます。

⑥ 次世代の育成

学校教育と連携することで、次世代の文化財保存・活用の担い手を育成していきます。また、学芸員やボランティアの育成を積極的に支援していきます。

⑦ 保存・活用のためのその他の取組

文化財を確実に守り、有效地に活用するため、他法令を所管する関係課等とも連携を図りながら、違反行為や新たな活用への対応等にあたるよう努めます。やむを得ず文化財をそのままの形で継承できない場合にも、所有者の意向等を踏まえ、部分的な保存や記録保存など、状況に応じた対応を行います。

⑧ 県としての取組事項

県所有の文化財について、可能な限り、積極的に公開・活用を実施していきます。また、県として「民俗芸能の保存・活用」「近代の文化財の保存・活用」「埋蔵文化財の保存・活用」の3つのテーマに重点的に取り組んでいきます。

